

教 生 学 第 327 号
平成 28 年 6 月 28 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について (通知)

このことについて、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長及び高等教育局長から別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

つきましては、別添写し記 2 の事項について改めて確認いただくとともに、学校における児童虐待防止対策に係る対応がより一層適切に行われるよう御配意ください。

記

別添

- 1 (写し) (28 文科生第 277 号) 児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について
- 2 【別添 1 - 1】 (雇児発 0603 第 1 号) 児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について
- 3 【別添 1 - 2】 児童福祉法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 4 【別添 2】 (21 文科初第 777 号) 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について
- 5 【別添 3】 学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針
- 6 【別添 4】 (27 文科初第 335 号) 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について

(生徒指導・学校安全グループ)



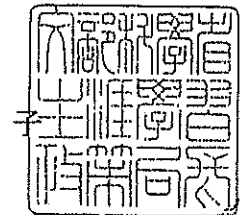
28文科生第277号
平成28年6月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
独立行政法人青少年教育振興機構理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

殿

文部科学省生涯学習政策局長

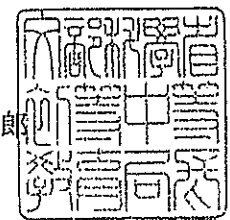
有 松 育 子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

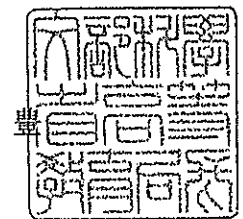
小 松 親 次 郎



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

常 盤 豊



(印影印刷)

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）が平成28年6月3日をもって公布されました。

改正法の制定の内容は記1及び別添1のとおりですので、貴職（国公立大学長、

公私立短期大学長、国公立高等専門学校長を除く。以下同じ。)におかれては今回の改正法について十分了知されるとともに、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

貴職におかれては記2の事項について改めて確認いただくとともに、学校等における児童虐待防止対策に係る対応がより一層適切に行われるよう、御指導をお願いします。

また、国公立大学長・公私立短期大学長、国公立高等専門学校長におかれては、18歳以上の者に対する支援の継続等(記1(3))の事項について確認の上、適切な対応に努めていただくようお願いします。

なお、改正法のうち、平成28年10月1日及び平成29年4月1日施行の改正事項については、必要な政省令を今後制定し、その具体的な内容について別途通知する予定です。

このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。)等及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校(私立専修学校及び私立各種学校を含む。)に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 改正法の内容について

- (1) 学校等から児童相談所への情報提供(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。)第13条の4関係)(平成28年10月1日施行)

これまで、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長(以下「児童相談所長等」という。)から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、教育委員会・公立学校を含む地方公共団体の機関のみが当該資料等を提供することができることとされていたところ、新たに国立・私立の学校等が当該資料等を提供することができることとされたところである。今回の改正により、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた(虐待防止法第13条の4)。これにより、学校を含むこれらの機関等は、原則として、刑法の秘密漏示罪の規定や個人情報保護法その他の守秘義務に関する法律の規定に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなるため、児童相談所長等から求めがあった際は適切に対応すること。

なお、専修学校、各種学校、民間教育施設及び青少年教育施設は「その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関」に含まれ、学校歯科医師、専修学校及び各種学校の教職員、民間教育施設の従業者及び青少年教育施設の従業者は「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

- (2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供(児童福祉法(昭和22年法律第164号))

第21条の10の5第1項、同条第2項関係）（平成28年10月1日施行）

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校（専修学校及び各種学校を含む。）その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校（専修学校及び各種学校を含む。）の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、当該者の情報を市町村に情報提供するよう努めることとすること。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならない。

なお、歯科医師のうち学校歯科医師についても、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

- (3) 18歳以上の者に対する支援の継続（児童福祉法第33条第6項、同条第8項、同法第31条第4項及び同法第25条の2並びに虐待防止法第16条）、自立援助ホームの対象者の拡大（児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6及び第50条第7号の3）（平成29年4月1日施行）

児童福祉法においては、児童の範囲が18歳未満の者となっているところ、当該「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠である。このため、今回の改正により、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとされた。

また、児童の自立を図る観点から、児童自立生活援助事業によって、児童養護施設等を退所した20歳未満の児童等であって就職や就学をするものに対して、共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において日常生活上の援助や就業の支援等が行われているところ、自立援助ホームで生活している者のうち、就学している者については、就労している者とは異なり、一定程度の収入を得ることが難しく、20歳到達時に退所させると学業の継続に悪影響を及ぼすことが考えられる。このため、今回の改正により、20歳に達する前から入所している者のうち、大学等で修学中のものについては、大学を卒業する時点まで援助することが可能となるよう、22歳の年度末まで入所できることとされた。

大学等の教職員においては、学生等から相談を受ける場合等に、以上の点に留意すること。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（虐待防止法第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第9条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと、また、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

(3) 関係機関との連携の強化（虐待防止法第4条第1項、第5条第2項関係）

学校、教育委員会等においては、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。また、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(4) 学校等から児童相談所への情報提供（再掲）

① 定期的な情報提供について（虐待防止法第13条の4関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号）添付資料）（別添3）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について（虐待防止法第6条第1項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

(5) 学校等の間の情報共有について

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連

携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、平成27年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(27文科初第335号)(別添4)等を踏まえ、適切に対応すること。

(6) 児童虐待等に係る研修の実施について(虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係)

「児童虐待防止対策等について」(平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議)においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められている。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(参考資料)

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」(厚生労働省HPに掲載。)を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載。)の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載。)の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(添付資料)

- 別添1 平成28年6月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」
- 別添2 平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」
- 別添3 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(21文科初第775号)添付資料)
- 別添4 平成27年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」

(担当)

生涯学習政策局男女共同参画学習課

家庭教育支援室家庭教育振興係

電話 03(5253)4111(内線2927)

FAX 03(6734)3719

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

高等教育局学生・留学生課 法規係

電話 03(5253)4111(内線3050)

FAX 03(6734)3391

e-mail gakushi@mext.go.jp

雇児発 0603 第 1 号
平成 28 年 6 月 3 日

各 (都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長) 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について (通知)

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)については、本年 5 月 27 日に法案が成立し、本日公布されたところである。改正法の趣旨及び概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

改正法の一部が公布日に施行されることに伴い、「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 234 号)及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 106 号)が本日公布され、政省令について形式的な規定の整備を行っている。平成 28 年 10 月 1 日及び平成 29 年 4 月 1 日施行の改正事項については、必要な政省令及び通知等を今後制定し、その具体的な内容について別途通知する予定である。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第 1 改正の趣旨

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずる。

第 2 改正の概要

児童福祉法の理念の明確化等

1 児童の福祉を保障するための原理の明確化(公布日施行)

改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念規定は、昭和 22 年の制定時から見直されておらず、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されること等が明確でないといった課題が指摘されている。

このため、児童福祉法において、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを、総則の冒頭（第 1 条）に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨を明確化することとする。

改正の概要

以下の内容を児童福祉法第 1 条及び第 2 条に規定する。なお、これらは、「児童の福祉を保障するための原理」であり、児童に関する全ての法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない（児童福祉法第 3 条）。

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する（同法第 1 条）。

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める（同法第 2 条第 1 項）。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う（同法第 2 条第 2 項）。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（同法第 2 条第 3 項）。

2 家庭と同様の環境における養育の推進（公布日施行）

改正の趣旨

家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、その旨を法律に明記する。

一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要である。このため、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を法律に明記する。

ただし、専門的なケアを要するなど、里親等への委託が適当でない場合（1）には、施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）

において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨を法律に明記する。

これらの規定に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要（ 2 ）である。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。

1 里親等への委託が適当でない場合について、具体的にどのようなケースがあり得るか、今後、「里親委託ガイドライン」（平成 23 年 3 月 30 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）の改正等によりお示しする予定である。

2 養子縁組を積極的に推進することとしたこと等を踏まえ、今後、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）により作成を依頼した「都道府県推進計画」の目標のあり方について検討する予定である。

改正の概要

以下の内容を児童福祉法第 3 条の 2 に規定する。

国及び地方公共団体は、児童が「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することとする。（児童福祉法第 3 条の 2 ）

ただし、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとする。（同法第 3 条の 2 ）

なお、「家庭」とは、実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。

3 市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化（公布日施行）

改正の趣旨

児童の福祉を保障するためには、その担い手となる市町村、都道府県、国それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要があるが、現行の児童福祉法では、その役割・責務は、様々な規定に分散し、必ずしも明確でない。このため、改正法では、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務について、児童福祉法の総則に規定し、明確化することとする。

改正の概要

以下の内容を児童福祉法第3条の3に規定する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととする（児童福祉法第3条の3第1項）。例えば、施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図る。

都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととする（同法第3条の3第2項）。例えば、一時保護や施設入所等、行政処分としての措置等を行う。

国は、市町村及び都道府県が行う業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報提供等の必要な各般の措置を講ずることとする（同法第3条の3第3項）。例えば、市町村及び都道府県における体制等について、あるべき水準を明確にし、これを達成するための方策を具体化するなどにより、児童の福祉に関する支援の質の均てん化を図る。

4 国による要保護児童に係る調査研究の推進（公布日施行）

改正の趣旨

児童虐待防止対策等を一層促進する観点から、国において、要保護児童の事例の分析や必要な統計整備等、要保護児童の健全な育成に資する調査研究を推進することとする。

改正の概要

国は、要保護児童の健全な育成に資する調査研究を推進することとする（児童福祉法第33条の9の2）。

5 しつけを名目とした児童虐待の禁止（公布日施行）

改正の趣旨

依然として後を絶たない「しつけを名目とした児童虐待」を抑止する観点から、法律上「親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならない」旨を明記することとする。

改正の概要

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを法律上明記する。（児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）第14条）

児童虐待の発生予防

1 子育て世代包括支援センターの法定化（平成 29 年 4 月 1 日施行）

改正の趣旨

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている。

このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、おおむね平成 32 年度末までに全国展開を目指していくこととしており、全国展開に向けて、同センターの設置根拠を設け、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととする。

改正の概要

市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター」()を設置するように努めなければならないこととする（母子保健法第 22 条）。

() 法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。

2 支援を要する妊婦等に関する情報提供（平成 28 年 10 月 1 日施行）

改正の趣旨

虐待による児童の死亡事例については、0 歳児の割合が 4 割強を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられる。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未発行である、妊婦健診が未受診であった妊婦については、市町村で状況を把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、支援を要する妊婦等に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。このため、支援を要する妊婦等に日頃から接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供するよう努めることとする。

改正の概要

児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等(支援を要する妊婦、児童及びその保護者)と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、その旨を市町村に情報提供するよう努めることとする（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項）。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならない（同条第2項）。

なお、歯科医師については、法案の国会審議において議論があったところであるが、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、現行の虐待防止法第4条第2項及び第5条第1項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、改正後の児童福祉法第21条の10の5第1項における「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

3 母子保健施策を通じた虐待予防等（公布日施行）

改正の趣旨

妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることから、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとする。

改正の概要

国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとする（母子保健法第5条第2項）。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

1 市町村における支援拠点の整備（平成29年4月1日施行）

改正の趣旨

児童や家庭に対する支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要であり、改正法では、市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援を担う役割・責務がある旨を児童福祉法に明記することとしている（児童福祉法第3条の3）。

市町村において特に在宅ケースを中心とする支援体制を一層充実するため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点の整備に努めることとする。

改正の概要

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとする（児童福祉法第10条の2）。

2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化（平成29年4月1日施行）

改正の趣旨

市町村における要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関は、児童相談所、警察、学校等の関係機関間の調整、協力要請や支

援の進行状況の確認等の管理・評価、主として対応する機関の選定などの業務を担っている。しかしながら、実態として、関係機関の連携が十分でなく、個々の事案への対応に漏れ等が生じ、結果として深刻な事態に至ったケースが指摘されており、要対協の機能を強化し、関係機関間の協力・連携を徹底することが必要である。

このため、市町村の要対協の調整機関への専門職配置について、現行法上は努力義務とされているが、これを義務とし、さらに、当該専門職に研修を課すことにより、責任を持って個々のケースに応じて調整を行い、実効ある役割が果たされるようにする。

改正の概要

市町村の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関は、専門職を置くこととする（児童福祉法第 25 条の 2 第 6 項）。

調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする（同法第 25 条の 2 第 8 項）。

3 児童相談所設置自治体の拡大（平成 29 年 4 月 1 日施行）

改正の趣旨

現行法上、希望する市は、政令による指定を受けて児童相談所を設置することができるが、東京都の特別区は、希望する場合であっても、政令による指定を受けて児童相談所を設置することができない。

児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、児童相談所の設置を促進するため、希望する特別区は、政令による指定を受けて児童相談所を設置できるようにする。

改正の概要

政令で定める特別区は児童相談所を設置することとする（児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項）。

4 児童相談所の体制強化（～ は平成 28 年 10 月 1 日施行、・ は平成 29 年 4 月 1 日施行）

改正の趣旨

児童虐待相談対応件数は増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要となっている。こうした状況を踏まえ、児童相談所において、業務量に見合った体制強化・専門性向上を図るため、専門職を配置し、その資質の向上を図ることとする。

なお、専門職の増員に係る平成 31 年度までの配置目標等を盛り込んだ「児童相談所強化プラン（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進

本部決定)の詳細については、「「児童相談所強化プラン」について」(平成28年4月25日付け雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。

改正の概要

児童相談所に、心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として児童心理司を配置し、その要件は、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等とする(児童福祉法第12条の3第6項第1号)。

児童相談所に、児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として医師又は保健師を配置する(同法第12条の3第6項第2号)。

児童相談所に、他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(以下「スーパーバイザー」という。)を配置し、その要件は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者とする(同法第13条第5項)。

都道府県は、児童相談所における弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うこととする(同法第12条第3項)。

児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることとする(同法第13条第2項)。

スーパーバイザーの数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めることとする(同法第13条第6項)。

社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用するときは、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者であることとする(同法第13条第3項第5号)。

児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする(同法第13条第8項)。

5 一時保護の目的の明確化(公布日施行)

改正の趣旨

現行法上、児童相談所長は「必要と認めるとき」に一時保護を行うことができることとされており、その目的等について、これ以上の考え方は明示されていない。しかしながら、一時保護は、児童と保護者を一時的に引き離すものであり、児童が保護者の下で養育される権利や保護者の親権を制約する面があることに鑑みれば、当事者にとって、どのような目的で一時保護が行われるか明らかであることが望ましい。このため、改正法では、一時保護の目的を明確化することとする。

改正の概要

一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童

の状況を把握するために行うものであることを明確化する(児童福祉法第33条)。

6 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置(公布日施行)

改正の趣旨

児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態がある。その意味において、市町村が、身近な場所で、児童や保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要である。

このため、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとする。これにより、在宅ケースについて、児童や保護者の置かれた状況に応じ、児童相談所の責任の下で、市町村による養育支援等を受けよう指導する措置を行うことが可能となる。

改正の概要

児童相談所長は、通告等を受けた児童・保護者に対し、通所又は在宅において指導し、又は市町村等に委託して指導させることができることとする(児童福祉法第26条第1項第2号)。

7 児童相談所から市町村への事案送致等(平成29年4月1日施行)

改正の趣旨

児童虐待の対応については、市町村は、在宅支援や子育て支援事業等、児童や保護者の身近な場所における支援を、児童相談所は、立入調査や一時保護、施設入所等の措置等の行政権限を活用しつつ、児童や保護者に対する専門的な支援を行うこととしているが、現行法上、市町村から児童相談所への事案送致の規定はあるものの、その逆の規定は設けられていない。このため、改正法では、虐待事案が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致できることとする。

その際、児童相談所と市町村との間で、対応に漏れや齟齬が生じることのないよう、施行までの間に、厚生労働省において共通の基準となるアセスメントツールを作成し、これを踏まえ、地域ごとの実情に応じた分担を定めていただくことを予定しており、児童相談所から市町村に対し、一方的に事案を送致することのないよう、留意されたい。

改正の概要

児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者(施設入所等の措置を要すると認める者を除く。)を市町村に送致することと

する（児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号関係）。

児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者をその事業の実施に係る市町村の長に通知することとする（児童福祉法第 26 条第 1 項第 8 号関係）。

8 臨検・捜索手続の簡素化（平成 28 年 10 月 1 日施行）

改正の趣旨

現行法上、臨検・捜索を実施するには、出頭要求（任意）立入調査を行った後、再出頭要求を行う必要があるが、臨検・捜索は、児童の安全の確認・確保の最終手段であることを踏まえ、必要な場合には、迅速に実施できるようにする必要がある。

このため、臨検・捜索までの手続に要する時間・手間をできる限り短縮できるように、再出頭要求を経ずとも、児童相談所が裁判官の許可状を得た上で実施できることとする。

改正の概要

都道府県知事が児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童虐待が行われている疑いのある児童の住所等に臨検させ、又は当該児童を捜索させる際に、当該児童の保護者が再出頭の求めに応じないことを要件としないこととする（虐待防止法第 9 条の 3）。

9 関係機関等による調査協力（平成 28 年 10 月 1 日施行）

改正の趣旨

現行法上、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は提供できるとされている一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがある。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、これらの機関等についても、児童虐待に係る情報を提供できる主体に追加することとする。

改正の概要

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等か

ら児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとする（虐待防止法第13条の4）。

これにより、これらの機関等は、原則として、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなる。

なお、歯科医師については、改正後の児童福祉法第21条の10の5第1項と同様、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

被虐待児童の自立支援

1 親子関係再構築支援（平成28年10月1日施行）

改正の趣旨

虐待等のリスクが高く、施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離し、児童の安全を確保したケースについて、本来であれば、親子が共に暮らせるようにすることが最も自然な形と考えられるが、親子関係再構築がうまくいかず、より深刻な事態に陥るケースも見受けられる。その背景には、親子関係再構築について、支援が十分に行われず、また、関係機関間の連携が不十分という状況がある。

こうした事態を防止するため、児童相談所が措置等を解除するに当たっては、在宅に戻った後、親子に対し継続的なフォローを行い、親子関係が安定して再構築されるよう丁寧な支援を続けることが重要である。

このため、措置解除に当たり、児童相談所が、民間団体等への委託を含め、保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを行うこととし、措置解除後には、児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとする。

改正の概要

乳児院等の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された児童及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援等を行うこととする（児童福祉法第48条の3）。

都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間団体に委託することができることとする（虐待防止法第13条）。

都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととする（同法第13条の2）。

2 里親委託の推進（平成29年4月1日施行）

改正の趣旨

児童相談所ではこれまでも、里親からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、研修の実施を行うなど、里親に対する援助を行ってきたところである。

しかしながら、里親制度に対する社会的認知度が低く、委託可能な登録里親が少ない、児童相談所が里親委託業務に十分に関わることができず、個別の里親への支援が行き届いていない等の課題がある。

このため、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援、里親に委託された児童の自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとする。また、児童相談所、里親、民間団体等が一体となり、一貫した支援を行うことが重要であることから、これらの業務を里親に対する支援について知見や経験を有するNPO法人等の民間団体に委託することも可能とする。

改正の概要

里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとする（児童福祉法第11条第1項第2号へ）。

3 養子縁組に関する相談・支援（平成29年4月1日施行）

改正の趣旨

養子縁組制度は、保護者のない児童や家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図るものである。

このため、養子縁組に関する相談・支援が児童相談所において確実に行われるよう、児童相談所の業務として法律上明確に規定することとする。

改正の概要

児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うことを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとする（児童福祉法第11条第1項第2号ト）。

4 養子縁組里親の法定化（平成29年4月1日施行）

改正の趣旨

養子縁組里親は、将来的に児童との養子縁組を成立させることにより、保護者のない児童や実親による養育が困難な児童に温かい家庭を与えることにより、児童の健全な育成を図る制度である。親は児童と多くの時間を共にし、児童に与える影響が大きいことから、養育の質について、全国的に一定の水準を確保するため、養子縁組里親に対し、研修を実施することにより、親として身に付けるべき知識や児童への接し方を学ぶ機会を十分に確保するとともに、最低限必要な欠格要件を設ける。

改正の概要

養子縁組里親について、都道府県知事が行う研修を修了し養子縁組によって養親となること等を希望する者のうち養子縁組里親名簿に登録されたこととする（第6条の4第2号）。

都道府県は、養子縁組里親名簿を作成し、養子縁組里親の欠格要件等を設ける（第34条の19から第34条の21まで）。

5 18歳以上の者に対する支援の継続（平成29年4月1日施行）

改正の趣旨

児童福祉法では、児童の範囲を18歳未満の者としており、原則18歳未満の者に対して支援を行うこととしているが、当該児童の自立の観点から必要と認められる場合には、里親等委託や施設入所等の支援を20歳に達するまで継続できることとされている。

これは、18歳に達した時点で、その後の生活の見通しが何ら立っていないにも関わらず、機械的に措置を解除することとした場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になるためである。

一方、児童福祉法の「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠である。このため、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとする。

改正の概要

児童相談所長は、一時保護が行われた児童について、20歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行うことができることとする（児童福祉法第33条第6項）。

児童相談所長は、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの等について、一時保護を行うことができることとする（同法第33条第8項）。

都道府県は、18歳以上20歳未満の者のうち、により一時保護が引き続き行われているもの等について、施設入所等の措置を採ることができることとする（同法第31条第4項）。

18歳以上20歳未満ののうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又はにより一時保護が引き続き行われているもの等について要保護児童対策地域協議会において支援する対象とすることとする（同法第25条の2第1項及び第2項）。

18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又はにより一時保護が引き続き行われているもの等の保護者について、施設の長が面会等の制限等を行うことができることとする（虐待

防止法第 16 条)。

6 自立援助ホームの対象者の拡大 (平成 29 年 4 月 1 日施行)

改正の趣旨

児童自立生活援助事業は、児童の自立を図る観点から、児童養護施設等を退所した 20 歳未満の児童等であって就職や就学をするものに対して、共同生活を営むべき住居 (以下「自立援助ホーム」という。)において日常生活上の援助や就業の支援等を行う制度である。

自立援助ホームで生活している者のうち、就学している者については、就労している者とは異なり、一定程度の収入を得ることが難しく、20 歳到達時に退所させると、学業の継続に悪影響を及ぼすと考えられることから、20 歳に達する前から入所している者のうち、大学等で修学中のものについては、最大で 4 年制大学を卒業する時点まで援助することが可能となるよう、22 歳の年度末まで入所できることとする。

改正の概要

大学の学生等であって 20 歳に達した日から 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者 (20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。)を児童自立生活援助の対象とすることとする (児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、第 33 条の 6 及び第 50 条の 3)。

その他の改正事項

1 児童福祉審議会に関する事項 (平成 28 年 10 月 1 日)

改正の趣旨

都道府県や市町村に置かれている児童福祉審議会は、児童、妊産婦等の福祉に関する事項を調査審議し、それぞれ都道府県知事又は市町村長の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することとされ、調査審議のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、職員の説明や資料提出等を求めることができるとされている。

しかしながら、具体的なケースについて実情をより正確に把握し、児童自身の権利を擁護していくことが必要である。このため、児童や家族本人から意見を聴くことができることとするとともに、児童福祉審議会の委員に、より高い公正性を求めることとする。

改正の概要

児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとする (児童福祉法第 8 条第 6 項)。

児童福祉審議会の委員の要件に、その権限に属する事項に関し、公平な判断をすることができる者であることを追加する (同法第 9 条)。

2 情緒障害児短期治療施設の名称変更等（平成 29 年 4 月 1 日施行）

改正の趣旨

「情緒障害児短期治療施設」は、保護者等による虐待、家庭や学校での人間関係等が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童が短期間入所し、又は保護者の下から通い、心理面からの治療及び指導を受けることを目的とする施設である。

施設の名称については、支援の実態等を踏まえ変更した方が良いとの考えから、「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)において、今後の検討課題とされ、「情緒障害児短期治療施設運営指針」(平成 24 年 3 月 29 日付け雇用均等・児童家庭局長通知)において、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることとされたところである。改正法では、このような経緯を踏まえ、機能を変更することなく、施設の名称の変更を行うこととする。

改正の概要

「情緒障害児短期治療施設」の対象を、環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童とし、その目的を社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うものとして明確化するとともに、その名称を「児童心理治療施設」とする（児童福祉法第 43 条の 2）。

3 施設入所等に係る徴収金の収納事務の私人委託（平成 29 年 4 月 1 日施行）

改正の趣旨

現行法上、施設入所等の措置等に係る徴収金については、原則、その収納を私人に行わせることができない公金であることから、地方公共団体の指定金融機関を通じて収納されているが、地方公共団体の収入の確保及び本人又は扶養義務者の利便性の向上の観点から、コンビニエンスストア等の私人に委託することができることとする。

改正の概要

都道府県又は市町村の長は、施設入所等の措置等に係る徴収金の収納の事務について、私人に委託することができることとする（児童福祉法第 56 条第 3 項）。

4 婦人相談員の非常勤規定の削除（平成 29 年 4 月 1 日施行）

改正の趣旨

婦人相談員は、都道府県知事等が委嘱する地方公務員であり、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対する相談・指導等を行うこととされているが、実態としては、DV や離婚、生活困窮等の問題を抱える女性への相談支援等を幅広く行っている。

売春防止法成立当時、適切な人材を得て、できるだけ早期に相談体制の整

備を図る必要があったこと等を踏まえ、非常勤とすることとされているが、本来、都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、非常勤を原則とする旨の規定を削除する。

改正の概要

婦人相談員を非常勤とする規定を削除する（売春防止法第 35 条第 4 項）。

5 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除（平成 29 年 4 月 1 日施行）

改正の趣旨

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭及び寡婦に対して、生活や就業など自立に必要な相談支援を行う者として、都道府県知事等が委嘱する地方公務員であり、ひとり親家庭等に対する相談・指導等を行うこととされている。

また、業務内容がひとり親家庭等に対する相談・指導等に特定されており、一般任用制度を適用するよりも、非常勤とし、幅広く民間から適任者を採用できる仕組みとすることが適当であること等を踏まえ、非常勤とすることとされているが、本来、都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、非常勤を原則とする旨の規定を削除する。

改正の概要

母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条第 3 項）。

6 婦人相談所長による報告又は通知（平成 28 年 10 月 1 日施行）

改正の趣旨

母子生活支援施設は、経済的に困窮しているひとり親家庭の親子等を入所させて、これらの者を保護するとともに、その自立の促進のため、相談その他の援助を行う施設であり、都道府県等は、そうした者からの申込みがあった場合には、当該施設において保護しなければならないこととされている。

また、現在は、夫等からの暴力を理由として入所する母子が最も多くなっており、そうした母子に対する支援拠点の一つとなっていることから、こうした接点を捉え、母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子生活支援施設において母子保護を実施する都道府県等への報告等を行うことを義務付けることとする。

改正の概要

婦人相談所長が、要保護女子であって配偶者のない女子等である者及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、都道府県知事等に報告し、又は通知することとする（売春防止法第 36 条の 2）。

都道府県知事等は、 の報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、母子保護の実施の申込みを勧奨することとする（児童福祉法第 23 条第 4 項）。

7 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加（公布日施行）

改正の趣旨

婦人相談員が多く配置されている婦人相談所や福祉事務所においては、母子家庭の母及び児童との接点が多く、婦人相談員相談・支援指針（平成 27 年 3 月婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム）においても、母子・父子自立支援員と連携を図り、役割分担を確認しながら相談支援を進めていくことが重要であるとされている。このため、婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携について一層の強化を図ることとする。

改正の概要

母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 3 条の 2 第 1 項）。

検討規定等（平成 29 年 4 月 1 日施行）

- 1 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第 2 条第 1 項）。
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（第 2 条第 2 項）。
- 3 政府は、この法律の施行後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第 2 条第 3 項）。
- 4 政府は、1～3のほか、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第 2 条第 4 項）。
- 5 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとする（附則第 3 条）。
- 6 その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

児童福祉法等の一部を改正する法律 新旧対照表（児童福祉法関係及び児童虐待の防止等に関する法律関係抜粋）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第一条関係）【公布日・平成二十八年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一節 国及び地方公共団体の責務（第三条の二・第三条の三）</p> <p>第二節 定義（第四条―第七条）</p> <p>第三節 児童福祉審議会等（第八条・第九条）</p> <p>第四節 実施機関（第十条―第十二条の六）</p> <p>第五節 児童福祉司（第十三条―第十五条）</p> <p>第六節 児童委員（第十六条―第十八条の三）</p> <p>第七節 保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九の二）</p> <p>第七節・第八節（略）</p> <p>第三章 第八章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一節 定義（第四条―第七条）</p> <p>第二節 児童福祉審議会等（第八条・第九条）</p> <p>第三節 実施機関（第十条―第十二条の六）</p> <p>第四節 児童福祉司（第十三条―第十五条）</p> <p>第五節 児童委員（第十六条―第十八条の三）</p> <p>第六節 保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九）</p> <p>第七節・第八節（略）</p> <p>第三章 第八章（略）</p> <p>附則</p>

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 (新設)

(新設)

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(新設)

環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（新設）

第二節 定義

第六条の三 (略)

②・③ (略)

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤⑭ (略)

第三節 児童福祉審議会等

第八条 第八項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

第一節 定義

第六条の三 (略)

②・③ (略)

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤⑭ (略)

第二節 児童福祉審議会等

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

②～⑤ (略)

⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

⑦・⑧ (略)

第九条 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に
関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

② (略)

③ 児童福祉審議会の臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることが
できる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

④ (略)

第四節 実施機関

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければ
ならない。

一・二 (略)

②～⑤ (略)

(新設)

⑥・⑦ (略)

第九条 児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事
業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市
町村長が任命する。

② (略)

③ 児童福祉審議会の臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事
業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市
町村長が任命する。

④ (略)

第三節 実施機関

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければ
ならない。

一・二 (略)

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

②④ (略)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イハ (略)

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術が必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホヘ (略)

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

②⑤ (略)

第十二条 (略)

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(新設)

②④ (略)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イハ (略)

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

ホヘ (略)

(新設)

②⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号ロからホまで及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士^{（一）}の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

⑤ (略)

第十二條の三 (略)

②・③ (略)
(削る)

④ (略)

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

(新設)

③ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

④ (略)

第十二條の三 (略)

②・③ (略)

④ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑤ (略)

(新設)

(新設)

、当該各号に定める者が含まれなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

第五節 児童福祉司

第十三条 (略)

② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

③ (略)

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑥ 前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑦ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第四節 児童福祉司

第十三条 (略)

(新設)

② (略)

③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

(新設)

(新設)

④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求める

⑧ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条 市町村長は、前条第四項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

② (略)

第六節 児童委員

第七節 保育士

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

ことができる。

⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条 市町村長は、前条第三項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

② (略)

第五節 児童委員

第六節 保育士

(新設)

第二十三条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

②・③ (略)

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第四号又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ (略)

第二十五条 (略)

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする

第二十三条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用等適切な保護を加えなければならない。

②・③ (略)

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ (略)

第二十五条 (略)

(新設)

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 四（略）

②（略）

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 五（略）

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 四（略）

②（略）

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 五（略）

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三〇七 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三〇七 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一

行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三・四 (略)

②⑥ (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の八第二項、第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条及び第四十八条の三において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保

項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 (略)

②⑥ (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の八第二項、第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護

護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれていた環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③～⑤ (略)

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。

③・④ (略)

第三十三条の二の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。

②～⑦ (略)

第三十三条の三 児童相談所長は、一時保護が行われている間に児童が逃

を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

③～⑤ (略)

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

② 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

③・④ (略)

第三十三条の二の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。

②～⑦ (略)

第三十三条の三 児童相談所長は、一時保護を加えている間に児童が逃走

走し、又は死亡した場合において、遺留物があるときは、これを保管し、かつ、前条第三項の規定により権利者に返還しなければならない物を除き、これを当該児童の保護者若しくは親族又は相続人に交付しなければならない。

② (略)

第三十三条の九の二 国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

第七節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 四 (略)

し、又は死亡した場合において、遺留物があるときは、これを保管し、且つ、前条第三項の規定により権利者に返還しなければならない物を除き、これを当該児童の保護者若しくは親族又は相続人に交付しなければならない。

② (略)

(新設)

第七節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 四 (略)

第三十三条の十四 (略)

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

③ (略)

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

第三十三条の十四 (略)

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

③ (略)

(新設)

第四十八条の四 (略)

② (略)

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号若しくは第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③ (略)

④ 前項の規定による徴収金の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

⑤ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定又は第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

⑥～⑨ (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条の三 (略)

② (略)

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③ (略)

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

⑤ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定又は第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑥～⑨ (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十一第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五の二十六第一項(第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項若しくは第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五〇七 (略)

第六十二条の六 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 (略)

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一〇三 (略)

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十一第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五の二十六第一項(第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五〇七 (略)

第六十二条の六 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 (略)

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第二項又は第三項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設（第三十四条の三—第四十九条）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者という。次号において同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）</p> <p>二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 事業、養育里親及び施設（第三十四条の三—第四十九条）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p>

規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）、のうち、措置解除者等であるもの（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。）

②～⑦（略）

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

⑨～⑭（略）

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府

②～⑦（略）

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第一項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

⑨～⑭（略）

第六条の四 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める

人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生

県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。)のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの(以下「養子縁組里親」という。)

三 第一号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。)のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めらるるもの

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互

労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

(新設)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間

間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ ホ (略)

へ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年

の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ ホ (略)

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(新設)

法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。)その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 (略)

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③ (略)

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務(次項において「里親支援事業」という。)に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号(イを除く。)及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

③～⑤ (略)

三 (略)

② 都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③ (略)

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号からホまで及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

③～⑤ (略)

第十三条 (略)

② (略)

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 三 (略)

四 社会福祉士

五 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

六 (略)

④ ⑦ (略)

⑧ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑨ (略)

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

第十三条 (略)

② (略)

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 三 (略)

三の二 社会福祉士

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 (略)

④ ⑦ (略)

(新設)

⑧ (略)

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

②～④ (略)

第二十二條 (略)

② (略)

③ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

④ (略)

第二十三條 (略)

②・③ (略)

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ (略)

第二十四條 (略)

②・③ (略)

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要がある

②～④ (略)

第二十二條 (略)

② (略)

③ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

④ (略)

第二十三條 (略)

②・③ (略)

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第四号又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ (略)

第二十四條 (略)

②・③ (略)

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要がある

ると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

⑤～⑦（略）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに

ると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

⑤～⑦（略）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに

、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた

、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

（新設）

（新設）

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは

児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 （略）

三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② （略）

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～五 （略）

、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 （略）

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② （略）

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～五 （略）

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。

四〇七 (略)

八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三〇六 (略)

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法

第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②③⑥ (略)

第二十八条 (略)

②・③ (略)

④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

⑤ (略)

第三十一条 (略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童について

第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②③⑥ (略)

第二十八条 (略)

②・③ (略)

④ 家庭裁判所は、第一項第一号及び第二号ただし書並びに第二項ただし書の承認（次項において「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

⑤ (略)

第三十一条 (略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童

ては満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

③ (略)

④ 都道府県は、延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。この場合において、第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「保護者が、その児童」とあるのは「第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この条において「延長者の監護者」という。）が、その延長者」と、「保護者に」とあるのは「延長者の監護者に」と、「当該児童」とあるのは「当該延長者」と、「において、第二十七条第一項第三号」とあるのは「において、同項の規定による第二十七条第一項第三号」と、「児童の親権」とあるのは「延長者の親権」と、同項第一号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第二十七条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第三号」と、同項第二号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「児童」とあるのは「延長者」と、「第二十七条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第三号」と、同条第二項ただし書中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第二十七条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第二号」と、「児童」とあるのは「延長者の監護者」と、

については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

③ (略)

(新設)

「延長者」と、同条第四項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「児童」とあるのは「延長者」と、同条第五項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」とする。

一 満十八歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定による措置が採られていないもの

二 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者（前号に掲げる者を除く。）

三 第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護が行われている者（前二号に掲げる者を除く。）

⑤ 前各項の規定による保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項の規定による措置とみなす。

⑥ 第二項から第四項までの場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十三条（略）

②～⑤（略）

⑥ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護

④ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定する措置とみなす。

⑤ 第二項又は第三項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十三条（略）

②～⑤（略）

（新設）

を行わせることができる。

一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

⑦ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第六項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

一 満十八歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第二十条八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の

（新設）

（新設）

規定による措置が採られていないもの

二 第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られている者（前号に掲げる者を除く。）

⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

⑩ 第六項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

②～④ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは

(新設)

(新設)

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

②～④ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは

児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一〇四 (略)

五 児童自立生活援助の実施 当該児童自立生活援助の実施に係る満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における満二十歳未満義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その満二十歳未満義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その満二十歳未満義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

② 満二十歳未満義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行

児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一〇四 (略)

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立

う者は、厚生労働省令の定めるところにより、満二十歳未満義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等の住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

⑥ 第一項から第三項まで及び前項の規定は、満二十歳以上義務教育終了児童等について準用する。この場合において、第一項中「行わなければならない」とあるのは、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第三項中「図らなければならない」とあるのは「図るよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

(新設)

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一〜四 （略）

第三十三条の十四 （略）

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるも

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一〜四 （略）

第三十三条の十四 （略）

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講

のとする。

③ (略)

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

第三十四条の七 障害者等相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の十九 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿及び養子縁組里親名簿を作成しておかなければならない。

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一(四) (略)

② 都道府県知事は、養育里親若しくは養子縁組里親又はその同居人が前項各号(同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、当該養育里親又は養子縁組里親を直ちに養育里親名簿又は養子縁組里親名簿から抹消しなければならない。

ずるものとする。

③ (略)

第三章 事業、養育里親及び施設

第三十四条の七 障害者等相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の十九 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一(四) (略)

② 都道府県知事は、養育里親又はその同居人が前項各号(同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、当該養育里親を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

第三十四条の二十一 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録のための手続その他養育里親又は養子縁組里親に
関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十三条の二 児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係
その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、
短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応する
ために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて
退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とす
る。

第四十八条 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童
自立支援施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規
定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定する保
護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければ
ならない。

第四十八条の二 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治
療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない
限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関
する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第三十四条の二十一 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録
のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定め
る。

第四十三条の二 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児
童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害
を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目
的とする施設とする。

第四十八条 児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及
び児童自立支援施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八
項に規定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定
する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させな
ければならない。

第四十八条の二 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児
短期治療施設及び児童自立支援施設の長は、当該施設の所在する地域の
住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の
養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 六の三 (略)

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二 (略)

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助（満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。）の実施に要する費用

八・九 (略)

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 六の三 (略)

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二 (略)

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(削る)

③ (略)

④ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定又は第二項の規定による費用の徴収に関し必要があるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

⑤ 第一項又は第二項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

⑥ 第一項又は第二項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項に規定する費用については地方税の滞納処分^{の例}により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号若しくは第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③ 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

④ (略)

⑤ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定又は第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

⑥ 第一項から第三項までの規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

⑦ 第一項から第三項までの規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項又は第三項に規定する費用については地方税の滞納処分^{の例}により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

⑦・⑧ (略)

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

②～⑤ (略)

⑧・⑨ (略)

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

②～⑤ (略)

改 正 案	現 行
<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 何人も、児童の健全な成長のために、<u>家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が</u>求められていることに留意しなければならない。</p> <p>（児童虐待に係る通告）</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が<u>良好な家庭的環境</u>で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 何人も、児童の健全な成長のために、<u>良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が</u>求められていることに留意しなければならない。</p> <p>（児童虐待に係る通告）</p> <p>第六条 （略）</p>

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 (略)

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 (略)

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせるものとする。

3 (略)

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 (略)

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 (略)

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定により一時保護を行うものとする。

3 (略)

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方

社に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

4～6 (略)

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2・3 (略)

裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4～6 (略)

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2・3 (略)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 (略)

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めるとき、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 (略)

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めるとき、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、

次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わしている場合（前条第一項の一時保護を行っている、又は行わしている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一号第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（施設入所等の措置の解除等）

第十三条 （略）

次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一号第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第十三条 （略）

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 (略)

254 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の五 (略)

第十三条の二 (略)

254 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することとに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の四 (略)

<p>(親権の行使に関する配慮等)</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(親権の喪失の制度の適切な運用)</p> <p>第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(親権の行使に関する配慮等)</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(親権の喪失の制度の適切な運用)</p> <p>第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（児童虐待の定義）</p> <p>第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>（通告又は送致を受けた場合の措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣</p>	<p>（児童虐待の定義）</p> <p>第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>（通告又は送致を受けた場合の措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣</p>

住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2・3 (略)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2・3 (略)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉

254 (略)

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）は、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居

に配慮をしなければならない。
254 (略)

(新設)

する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 2| 延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）は、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者とその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護を同法第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。
- 一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(大都市等の特例)

第十七条 (略)

(罰則)

第十八条 第十二条の四第一項(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令(第十二条の四第二項(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定により第十二条の四第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十三条第四項(第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(大都市等の特例)

第十六条 (略)

(罰則)

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令(同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

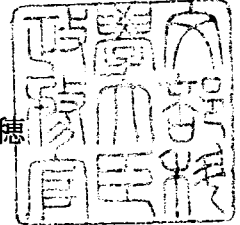


21文科初第777号
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学大臣政務官 高井美穂



(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

1 学校等における対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

(3) 通告後の関係機関との連携

① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

2 教育委員会等の責務について

(1) 関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

(3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第4条第5項関係）

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（児童虐待防止法第5条第2項関係）

要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員会等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2（1）及び（2）に定める幼児児童生徒

等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の) 家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて

行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所か

ら更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

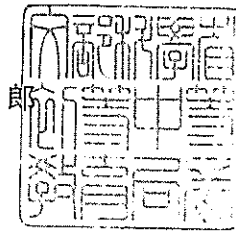


27文科初第335号
平成27年7月31日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次 郎



(印影印刷)

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び
児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習

条件を向上させる取組も行われているところです。

については、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記1. のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料2）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記2. のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初企第53号、雇児総発0316第1号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

1. 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等につい

て、別紙1及び別紙2によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

(1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

については、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
- ・設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当

することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること

- ・公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成23年3月4日付け22初児生第65号）（参考資料3）に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(参考資料)

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載）を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(3) 児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の第5条第1項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及び

その教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

については、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日付け23文科初第1707号）（参考資料4）の別紙3に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

担当：初等中等教育局

児童生徒課 企画係

（電話）03-6734-3054

（FAX）03-6734-3735

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は、当該措置が行われる間、学校へ通うことができなくなることがある。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがある。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所においては、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒については次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

1. 一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、相談・指導を受け、学校における学習活動に遅れが生じないように努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため、以下の要件を満たす場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(出席扱いの要件)

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- ① 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- ② 別紙2を参考としつつ、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日付け22文科初第1号（以下「平成22

年通知」という。)) を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

2. 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合

一時保護等が行われている児童生徒については、その心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがある。このため、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、平成22年通知の別紙1、2及び3中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。

3. その他の留意点

(1) 一時保護所以外の施設で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できていないときは、これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し、1. を参考としつつ、児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であって、当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況、学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき、出席扱いとすることができることとする。

また、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

(2) 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

児童相談所の一時保護所の学習環境が 出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所については「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号を累次改正）が定められており、その中では、一時保護所の運営に関し、学習の実施に当たっての配慮事項が定められている。

学校長は、一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり、その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

（1）教育指導の方法・内容

- 児童相談所運営指針に沿って、例えば、午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていること。
- 学校から聴取した状況等も踏まえ、当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し、当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき、教育指導が実施されていること。
- 児童相談所や児童生徒の実状に応じて、個別指導と併せて、集団指導が実施されていること。
- 児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて、体験学習が取り入れられていること。

（2）教育指導の体制

- 教育指導に当たっては、教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに、その他の職員の協力も得て、「不登校への対応の在り方について（通知）」（平成15年5月16日付け15文科初第255号）の中の「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）6. 指導体制等」を参考にしつつ、個に応じたきめ細かな教育指導がなされる体制となっていること。
- 児童生徒の指導方針等については、心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

（3）施設・設備等

- 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、集団で活

動するための部屋，相談室，職員室などを備えていること。

- 体育館等を備えていたり，体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が整えられていたりするなど，スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。
- 児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。

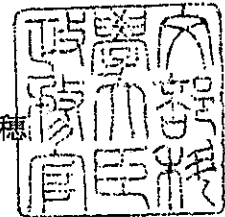


21文科初第777号
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学大臣政務官 高井美穂



(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

1 学校等における対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。
- ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

（2）児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

（3）通告後の関係機関との連携

- ① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）
児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。
- ② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）
上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

2 教育委員会等の責務について

（1）関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

(3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第4条第5項関係）

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（児童虐待防止法第5条第2項関係）

要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員会等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

平成 26 年 12 月 26 日

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議

児童虐待防止対策等について（抄）

〈速やかな実施に向けて取り組む主な対応策〉

妊娠期からの切れ目ない支援

- ③ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み
- ◇ スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー配置の充実
- ◇ 進学・転学等の際の学校等との情報共有や，学校と児童相談所等関係機関の連携の促進，適切な通告の実施などについて改めて周知徹底



22初児生第65号
平成23年3月4日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長 殿
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
磯谷 桂介



児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応
に関する状況調査結果について（通知）

標記の調査について、この度、調査結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

児童虐待の防止等については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）等において、児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携を図る上での留意点等について周知し、適切な対応をお願いしてきたところです。別添の調査結果では、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ教職員に対する研修の充実などについて、一層の取組が求められる状況が見られました。

については、各教育委員会等におかれましては、下記の事項に御留意の上、教育委員会における児童虐待の防止等のための取組の充実に努めるとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対し、児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

記

1 関係機関との連携の強化について

学校、教育委員会における児童虐待の防止等のためには、関係機関との連携が重要であることから、学校、教育委員会等は積極的に児童相談所や自治体福祉部局等が主催する会議へ参加したり、要保護児童対策地域協議会へ参画したりするとともに、児童虐待の防止や早期発見・早期対応のための必要な情報交換や知識の醸成などに努め、実質的な連携を図られたい。

2 教職員に対する研修について

学校の教職員が児童虐待の防止、早期発見・早期対応及び児童虐待を受けた児童生徒の支援等に適切に対応できるようにするため、教育委員会等は、法定研修や管理職、生徒指導担当教員に対する研修に児童虐待の防止等に関する内容を必ず盛り込む、所管の学校に対して児童虐待の防止等に関する校内研修の積極的な実施等を促す、児童虐待の防止等についての教職員用研修教材の活用を図るなどして、すべての教職員に児童虐待の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう必要な研修の充実を図られたい。

(本件連絡先)
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導第一係
電話番号 03-5253-4111 (内線 3299)
03-6734-3299 (直通)
e-mail s-sidou1@mext.go.jp

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応 に関する状況調査結果概要

平成23年3月
児童生徒課

1 調査の趣旨

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）に基づく、児童虐待防止等のための教育委員会等の取組状況を把握するため本調査を実施した。

※調査対象期間：平成22年3月24日から平成23年3月31日まで（同期間内の予定含む。）

2 調査結果

(1) 関係機関との連携状況

① 要保護児童対策地域協議会への出席状況

- ・ 指定都市教育委員会：16か所（88.9%）
- ・ 市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会：1,193か所（75.0%）

注）カッコ内の割合は、平成22年4月1日現在、指定都市・市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市教育委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して算出したもの。

なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

② 自治体福祉部局主催の会議・研修への出席状況

- ・ 都道府県教育委員会：40か所（85.1%）
- ・ 指定都市教育委員会：13か所（68.4%）
- ・ 市区町村教育委員会：1,161か所（63.8%）

注）カッコ内の割合は、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会の総数で除して算出しているが、総数には自治体福祉部局主催の会議・研修を実施していない自治体も含まれる。

(2) 教職員に対する児童虐待防止等に関する内容を盛り込んだ研修の実施状況

<法定研修（初任者研修・10年経歴者研修）>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	34 72.3%	33 70.2%	31 66.0%	34 72.3%
指定都市教育委員会	15 78.9%	15 78.9%	9 47.4%	11 57.9%

注）下段の割合は、都道府県・指定都市教育委員会数の総数で除して算出したもの。

<校長研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	26 59.1%	25 56.8%	18 40.9%	20 45.5%
指定都市教育委員会	14 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	12 100.0%

注）下段の割合は、平成21年度を対象に別途調査して把握した校長研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、校長研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

<生徒指導担当教員に対する研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	29 82.9%	31 79.5%	26 65.0%	27 79.4%
指定都市教育委員会	12 85.7%	13 86.7%	6 60.0%	9 100.0%

注）下段の割合は、平成22年度を対象に別途調査して把握した生徒指導担当教員に対する研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、生徒指導担当教員に対する研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

児童虐待防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について

文部科学省児童生徒課

〈調査結果概要〉

調査 1 児童相談所等関係機関との連携の状況

貴機関は、a. ～e. に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修に参加し（H22. 3. 24～H22. 11. 30）、または参加する予定がありますか（H22. 12. 1～H23. 3. 31）。

また、貴機関は、f. に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修を主催し（H22. 3. 24～H22. 11. 30）、または主催する予定がありますか（H22. 12. 1～H23. 3. 31）。

会議又は研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a. 要保護児童対策地域協議会	25	—	16	88.9%	1,193	75.0%	2	—	4	—
b. 児童相談所主催の会議・研修	15	31.9%	13	68.4%	669	36.8%	1	2.1%	11	19.6%
c. 自治体福祉部局主催の会議・研修	40	85.1%	13	68.4%	1,161	63.8%	12	25.5%	8	14.3%
d. 貴機関以外の教育委員会主催の会議・研修	11	23.4%	8	42.1%	526	28.9%	6	12.8%	14	25.0%
e. その他の機関が主催した会議・研修	18	38.3%	10	52.6%	439	24.1%	10	21.3%	10	17.9%
f. 貴機関主催の会議・研修	33	70.2%	14	73.7%	514	28.3%	4	8.5%	8	14.3%

注1) a については、平成22年4月1日現在、市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して割合を算出した。なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

注2) b から f については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を出しているが、総数には b から f の会議・研修が実施していない自治体も含まれる。

調査 2 教職員に対する研修の状況

1. 教員及び養護教諭を対象とする研修

(1) a. ～i. に掲げる研修において、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで実施し（H22. 3. 24～H22. 11. 30）、または実施する予定がありますか（H22. 12. 1～H23. 3. 31）。

また、j. に掲げる児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ研修に参加し（H22. 3. 24～H22. 11. 30）、または参加する予定がありますか（H22. 12. 1～H23. 3. 31）。

研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人		
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	
初任者研修・10年経験者研修	小学校	34	72.3%	15	78.9%	—	—	—	—	—	
	中学校	33	70.2%	15	78.9%	—	—	—	—	—	
	高等学校	31	66.0%	9	47.4%	—	—	—	—	—	
	特別支援学校	34	72.3%	11	57.9%	—	—	—	—	—	
a. 初任者研修	小学校	29	61.7%	14	73.7%	345	19.0%	1	2.1%	4	7.1%
	中学校	29	61.7%	14	73.7%	329	18.1%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	28	59.6%	9	47.4%	7	0.4%	1	2.1%	3	5.4%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	12	0.7%	1	2.1%	1	1.8%
b. 10年経験者研修	小学校	29	61.7%	10	52.6%	143	7.9%	0	0.0%	6	10.7%
	中学校	29	61.7%	10	52.6%	133	7.3%	0	0.0%	5	8.9%
	高等学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
	特別支援学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
生徒指導担当教員に対する研修	小学校	29	82.9%	12	85.7%	—	—	—	—	—	
	中学校	31	79.5%	13	86.7%	—	—	—	—	—	
	高等学校	26	65.0%	6	60.0%	—	—	—	—	—	
	特別支援学校	27	79.4%	9	100.0%	—	—	—	—	—	
c. 悉皆	小学校	15	—	10	—	588	32.3%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	16	—	12	—	607	33.4%	1	2.1%	7	12.5%
	高等学校	16	—	5	—	15	0.8%	2	4.3%	2	3.6%
	特別支援学校	15	—	8	—	22	1.2%	0	0.0%	4	7.1%
d. 悉皆でないもの	小学校	23	—	6	—	207	11.4%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	24	—	7	—	204	11.2%	1	2.1%	6	10.7%
	高等学校	16	—	4	—	6	0.3%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	21	—	6	—	10	0.5%	0	0.0%	2	3.6%
教頭研修	小学校	23	53.5%	11	64.7%	—	—	—	—	—	
	中学校	23	53.5%	10	58.8%	—	—	—	—	—	
	高等学校	17	39.5%	10	83.3%	—	—	—	—	—	
	特別支援学校	18	41.9%	11	78.6%	—	—	—	—	—	
e. 悉皆	小学校	15	—	10	—	561	30.8%	1	2.1%	2	3.6%
	中学校	16	—	9	—	555	30.5%	1	2.1%	3	5.4%
	高等学校	12	—	9	—	27	1.5%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	13	—	10	—	13	0.7%	1	2.1%	3	5.4%
f. 悉皆でないもの	小学校	15	—	3	—	112	6.2%	0	0.0%	1	1.8%
	中学校	14	—	3	—	113	6.2%	0	0.0%	2	3.6%
	高等学校	10	—	3	—	1	0.1%	0	0.0%	1	1.8%
	特別支援学校	11	—	3	—	2	0.1%	0	0.0%	2	3.6%

研修		都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校長研修	小学校	26	59.1%	14	100.0%	—	—	—	—	—	—
	中学校	25	56.8%	13	100.0%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	18	40.9%	11	100.0%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	20	45.5%	12	100.0%	—	—	—	—	—	—
g. 悉皆	小学校	18	—	11	—	672	36.9%	0	0.0%	3	5.4%
	中学校	19	—	10	—	664	36.5%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	14	—	8	—	34	1.9%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	17	—	9	—	18	1.0%	0	0.0%	4	7.1%
h. 悉皆でないもの	小学校	13	—	4	—	121	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
	中学校	13	—	4	—	123	6.8%	0	0.0%	3	5.4%
	高等学校	8	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	特別支援学校	11	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	2	3.6%
i. a.~h.を除く研修	小学校	37	78.7%	15	78.9%	364	20.0%	3	6.4%	5	8.9%
	中学校	35	74.5%	15	78.9%	342	18.8%	3	6.4%	1	1.8%
	高等学校	26	55.3%	10	52.6%	14	0.8%	3	6.4%	0	0.0%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	18	1.0%	1	2.1%	2	3.6%
j. 他機関が主催する研修	小学校	17	36.2%	9	47.4%	419	23.0%	5	10.6%	8	14.3%
	中学校	17	36.2%	9	47.4%	404	22.2%	7	14.9%	11	19.6%
	高等学校	11	23.4%	8	42.1%	7	0.4%	10	21.3%	3	5.4%
	特別支援学校	9	19.1%	7	36.8%	9	0.5%	0	0.0%	5	8.9%

注1) 都道府県・指定都市教育委員会における「生徒指導担当教員に対する研修」については、平成22年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。また、都道府県・指定都市教育委員会における「教頭研修」及び「校長研修」については、平成21年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。
したがって、各研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

注2) 「生徒指導担当教員に対する研修」、「教頭研修」及び「校長研修」（都道府県・指定都市教育委員会が実施するものに限る。）以外については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を算出しているが、都道府県・指定都市教育委員会における初任者研修及び10年経験者研修以外は、研修を実施していない機関数も含まれる。

- (2) 小・中・高等・特別支援学校の教員及び養護教諭を対象とする研修を実施する際、平成21年5月に文部科学省から配付した研修教材「児童虐待防止と学校」を活用し（H22.3.24～H22.11.30）、または活用する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修	都道府県教委	指定都市教委	市区町村教委	私立学校主管課	国立大学法人
	研修数	研修数	研修数	研修数	研修数
初任者研修	14	0	159	0	3
10年経験者研修	8	0	56	0	6
生徒指導担当教員に対する研修	34	0	372	0	8
教頭研修	34	4	349	0	5
校長研修	34	0	336	0	5
上記以外の研修	27	8	140	0	3

2. 教育機関と児童相談所の職員合同研修

平成22年度、子どもの虹情報研修センターで開催された「教育機関と児童相談所の職員合同研修」を、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用しましたか。

また、平成23年度、子どもの虹情報研修センターで「教育機関と児童相談所の職員合同研修」が開催された場合に、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用する予定ですか。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
平成22年度	3	6.4%	1	5.3%	18	1.0%	0	0.0%	1	1.8%
平成23年度（予定）	10	21.3%	5	26.3%	125	6.9%	1	2.1%	4	7.1%

注) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。

調査3 児童虐待防止等のための調査研究・検証の状況

貴機関は、地方公共団体が行う、児童虐待事例等の検証に参加又は協力し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加又は協力する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、児童虐待防止等のため、調査研究を行い（H22.3.24～H22.11.30）、または行う予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
児童虐待事例等の検証への参加又は協力	25	53.2%	11	57.9%	1,055	58.0%	7	14.9%	11	19.6%
児童虐待防止等のための調査研究の実施	15	31.9%	5	26.3%	457	25.1%	0	0.0%	11	19.6%

注1) 「児童虐待事例等の検証」とは、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき行われる児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証をいう。

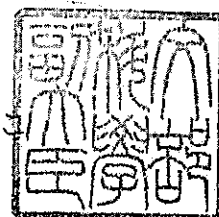
注2) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。なお、「児童虐待事例等の検証」を実施した自治体数は未把握であり、すべての自治体において検証が行われたかについては不明。



23文科初第1707号
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学副大臣 森 ゆうじ



(印影印刷)

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

日頃より児童虐待防止に向けた取組について御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、「児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について」（平成24年1月30日付け文科初第1448号）でお伝えしたとおり、総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の早期発見に係る取組の推進等に係る勧告がなされたところです。総務省は、政策評価の過程において、小・中学校の児童相談所等に対する通告状況に関する調査、小・中学校の担当者の児童虐待の防止等に関する意識調査等を実施しています。これらの調査の結果（別紙1及び別紙2参照）を踏まえ、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、これを参考として、児童虐待に係る速やかな通告について、教職員に対する研修等における周知徹底を図っていただきますとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

1. 一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること
総務省の調査の結果、別紙1のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙2のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約7割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答

が約15%あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなつてから、通告すべきだとの考えである」ことが最も多く挙げられている。

このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」こと（別紙3参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないと思われることから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

2. 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと

速やかな通告がなされなかったことについて、別紙1のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、（今後の対応上）「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要があるなどと考えたことを理由とする事例も多くなっている。学校生活等に課題等を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと

児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙2のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記2のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであつて、学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためられる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部署に対し、児童生徒等が抱える課題に関して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

4. 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること

児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であって、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること

別紙2のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特に多いと思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成21年5月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている（別紙4参照）。さらに、平成19年10月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている（別紙5参照）。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。

これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

(本件連絡先)

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線3299)

03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidoul@next.go.jp

総務省による小・中学校の通告状況に関する調査の概要

1 調査の概要

総務省が、全国21区市の42小・中学校を抽出して、平成19～21年度に、児童相談所又は市区町村児童虐待防止等担当課に対する児童虐待に係る通告をした事例及び通告するか判断に迷った結果、通告しなかった事例について、それぞれ直近5事例の内容等を尋ねたもの。

調査の結果、通告しなかった事例は6小・中学校で15件あった。また、通告した209事例のうち詳細を把握した75事例中、虐待の認識時期から通告までに1か月以上の期間があったことをもって総務省が「長期間を要した」と整理したものは6小・中学校で7件あった。

2 児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果、通告しなかった事例

通告しなかった理由の分類（総務省）	件数	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	7	保護者からの暴力の疑いがあったが、暴力の確証が得られなかったため通告しなかった。	継続的な暴力がなくとも、虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童虐待の状態が解消される見込みであったため	5	保護者からの暴力や子どもの食事等が不十分な状況が見られたが、保護者に警告したところ状況がやや改善されたため、地域で見守ることとして通告しなかった。	身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
継続的な児童虐待の事実が認められなかったため	2	保護者が子どもに家事をさせたり妹の面倒を見させて学校を休ませることなどがあったが、それほど欠席が続くこともなかったため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
地域でのサポートが効果的と考えたため	1	保護者に軽度の知的障害があり、子どもの世話等が不十分な状況が見られたが、通告よりも地域でのサポートが効果的と考えたため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告し、児童相談所等のサポートを受けるべき事例である。
計	15	—	—

3 児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）要した事例

長期間要した理由の分類（総務省）	件数	通告までに要した期間	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	3	・3～4月 ・約1年 ・約1年4月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校であったため、学級担任等が家庭訪問を繰り返すなど見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
児童の心理状態を考慮したため	1	1～2月	保護者からの暴力等が見られたが、保護者が今後は暴力をふるわないと話したため、通告により子どもが心理的に傷つくおそれを考え、見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童が虐待者をかばう状況が続いたため	1	約3か月	子どもの顔に傷があることがあったが、子どもが「転んだ」等と言って保護者をかばうことが続いたため、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
—（通告しなかった事例から移替え）	2	・約2月 ・3～4月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校のため、教員が家庭訪問を繰り返したものの。	—（再確認の結果、通告していたことが判明したもの）
計	7	—	—	—

総務省による児童虐待の防止等に関する意識調査の概要

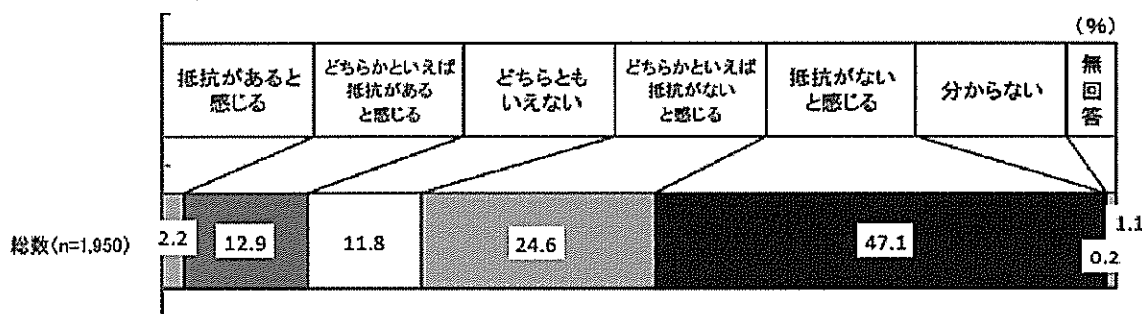
1 調査の概要

総務省が、平成22年8～9月、全国26都・市の小・中学校の校長、教頭、主任、その他の教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の担当者に対して、児童虐待の防止に関する意識等についてアンケート調査を実施したもの。

2 児童虐待又はそのおそれを発見した場合の情報提供に対する抵抗感の有無

勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じるか尋ねると、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が計71.7%に対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」が計15.1%等となっている。

問2-2 あなたの学校においては、児童虐待又は児童虐待のおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。

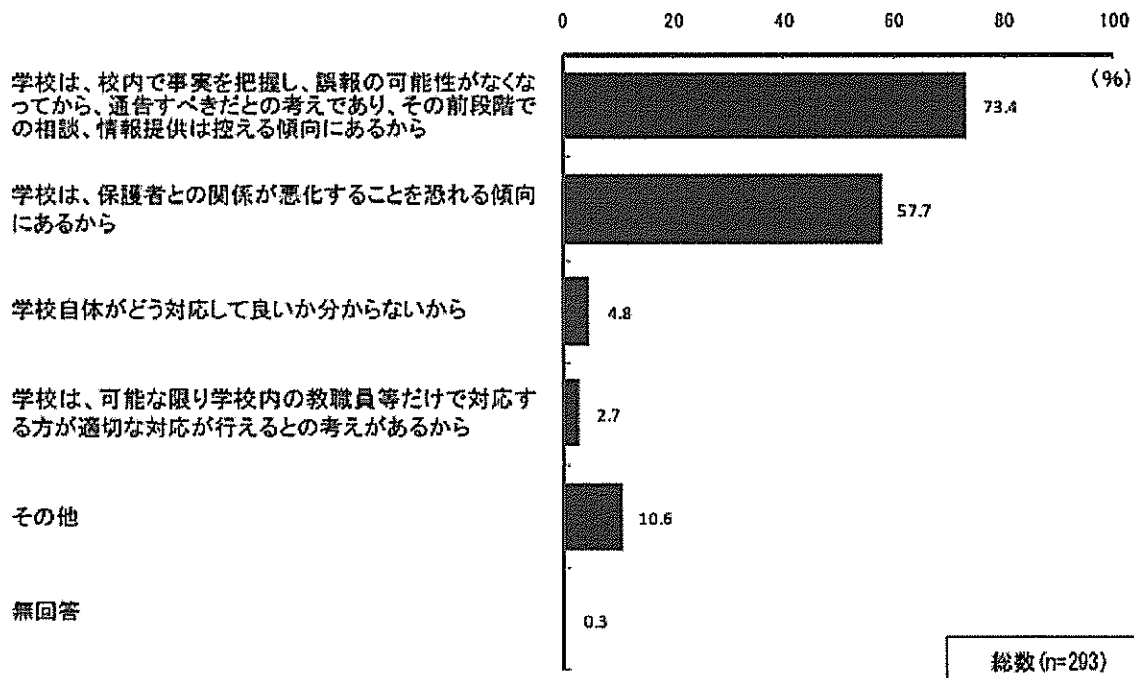


3 情報提供等に抵抗がある理由

上記2において「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が73.4%と最も多く、次いで「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」が57.7%等となっている。

(問2-2で、「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答された方に)

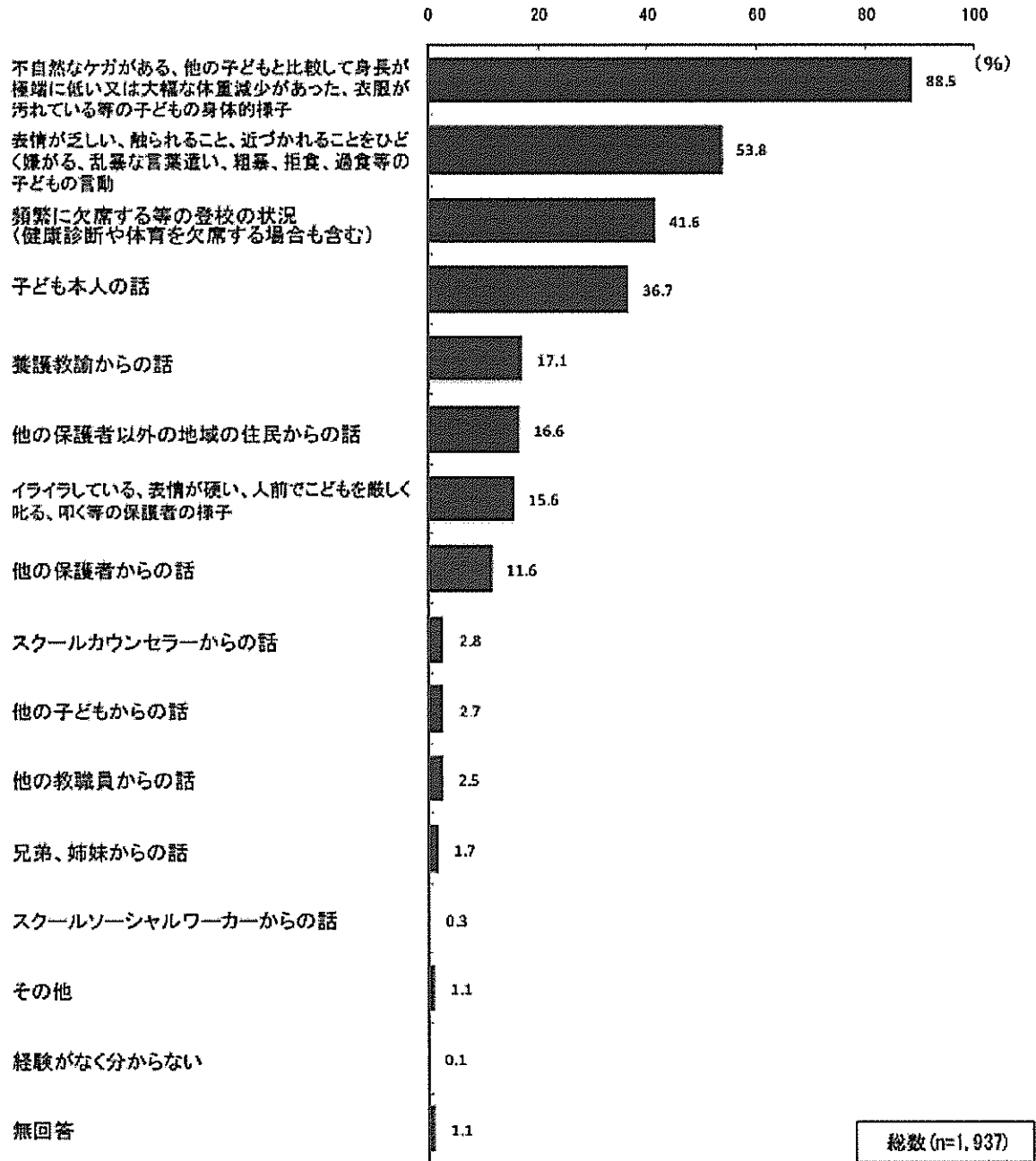
問2-3 あなたは、なぜそのように思ったのですか。特に当てはまると思う選択肢を二つまでお選びください。



4 児童虐待を疑うきっかけ（複数回答）

小・中学校担当者に、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思うか尋ねると、「不自然なケガがある、他の子どもと比較して身長が極端に低い又は大幅な体重減少があった、衣服が汚れている等の子どもの身体的様子」が88.5%と最も多く、次いで「表情が乏しい、触られること、近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、粗暴、拒食、過食等の子どもの言動」が53.8%等となっている。

問2-4 あなたは、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思いますか。特に多いと思う選択肢を三つまでお選びください。



児童虐待に係る通告の対象が拡大された際の児童虐待防止法一部改正に関する所管官庁による施行通知の関係部分抜粋

5 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

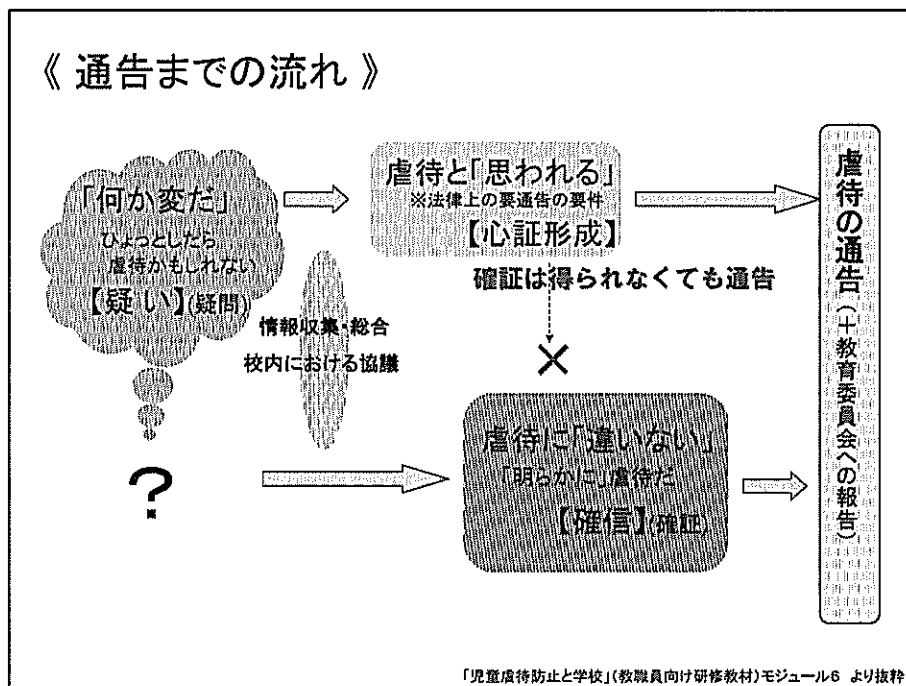
児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見たと、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

（注：下線は、抜粋者による。）

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（平成16年8月13日付け雇児発第0813002号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より



【虐待を疑うための3つの「変」】 子どもが変

- ・表情が乏しい
- ・触られること、近づかれることをひどく嫌がる
- ・乱暴な言葉使い、あるいは極端に無口
- ・大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- ・落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない
- ・嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動
- ・他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- ・集中困難な様子(白昼夢)
- ・持続的な疲労感、無気力
- ・異常な食行動(拒食、過食、むさぼるように食べる)
- ・衣服が汚れている、着替えをしたがらない
- ・頻繁に保健室に出入りする
- ・理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた

【虐待を疑うための3つの「変」】 保護者が変

- ・感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
- ・表情が硬い、話しかけてものってこない
- ・子どもへの近づき方、距離感が不自然
- ・子どもの普段の様子を具体的に語らない
- ・人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- ・弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる
- ・連絡が取りにくい
- ・家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
- ・「キレた」ような抗議をしてくる
- ・家の様子が見えない

「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

【虐待を疑うための3つの「変」】 状況が変

- ・説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
- ・体育や身体計測のときにはよく欠席する
- ・低身長や体重減少
- ・親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- ・子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える
- ・その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

第3章

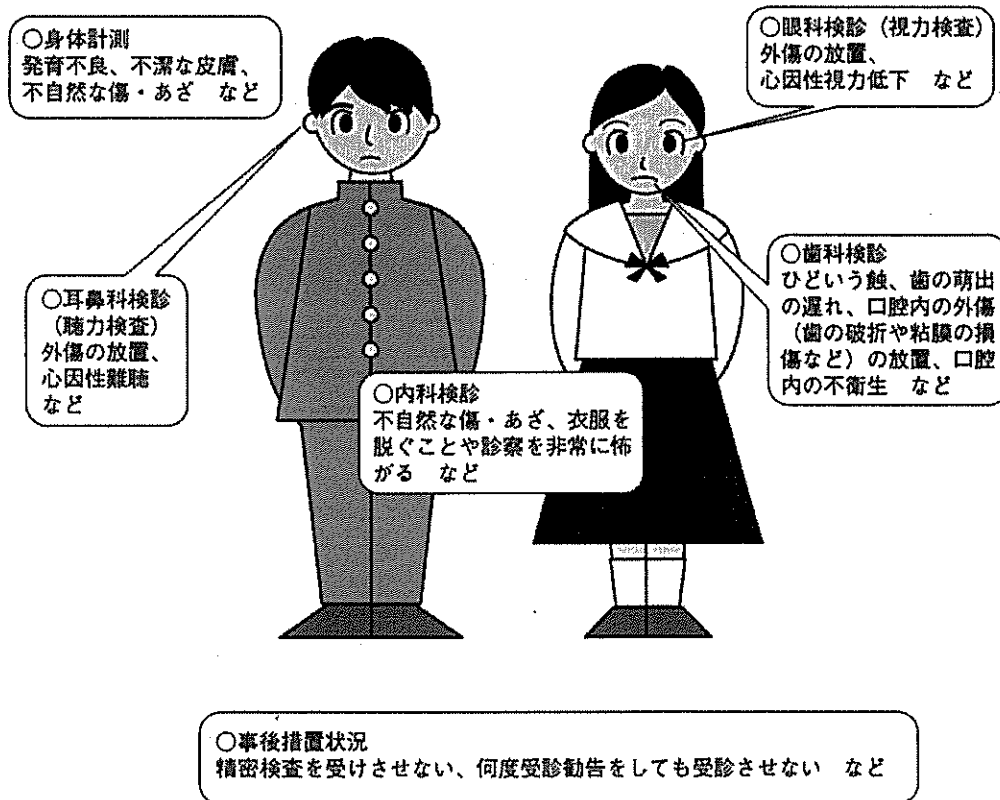
児童虐待の早期発見・早期対応

1 保健室等における児童虐待の早期発見の機会と視点

養護教諭の職務の特質から、児童虐待の早期発見の機会と視点について次に述べる。

(1) 健康診断

学校における健康診断は、定期健康診断、臨時の健康診断、就学時の健康診断がある。健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握するとともに、保健管理や保健指導等を通して個人及び集団の健康課題の解決に役立てることである。健康診断は、身体測定、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。下記に健康診断時における早期発見の視点について示す。(これらの症状や行動があるからといって必ずしも虐待があるとは限らないことに留意する。)



図一 健康診断における早期発見の視点

(2) 保健室等での子どもへの対応

養護教諭が行う救急処置や健康相談活動（担任、保護者、関係者との連携を含む）など、保健室等での子どもへの対応における虐待の早期発見の視点について、下記に示す。

しかし、先に述べたように、このような症状や行動が見られるからといって必ずしも虐待があるとは限らないこと、虐待の種類の区分についてもこれに限るものではなく他の虐待においても共通に見られるものが多いことに留意する。子どもの訴えに耳を傾け、子どもが発するサインを見逃さないようにするとともに、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めることが大切である。

① 身体的虐待

（第3章－2 身体的虐待の早期発見の視点とその対応 参照）

- 不自然な外傷
 - ・ 殴られ、蹴られ、つねられた跡など新旧の混ざった内出血跡
 - ・ 身体各部の不自然な骨折
 - ・ 服で隠れている部位の外傷
 - ・ たばこの火を押し付けた火傷跡、熱湯の火傷跡 など
- 受傷原因の説明があいまい
- 家庭でのけがで来室する など

② ネグレクト

- 衣服が季節に適していない
- 衣服や下着が不潔で臭う
- 体が汚れている（入浴していない）
- 急激な体重減少
- 不登校
- 無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
- けがの状態が学校で処置をしたときのまま
- 治療が必要と思われる状態でも、保護者が受診させようとしない
- 空腹を訴える、異常な食欲（朝食の欠食など、家庭での食事が不十分）
- 家庭訪問をすると、家の中が極端に散らかっており、不衛生である など

③ 性的虐待

（第3章－3 性的虐待の理解とその対応 参照）

- 性感染症
- 妊娠や人工妊娠中絶
- 他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
- 年齢にそぐわない性的発言

- 性情報に対し、異常と思える程の関心又は極端な嫌悪を示す
 - 性的虐待を他の人の話として話す、絵画や作文などに性的関係を暗示させるようなものが見られる など
- ④ 心理的虐待
- 摂食障害が見られる
 - リストカットなどの自傷行為が見られる
 - 表情がいつも暗い など
- ⑤ その他
- 頻回にわたる保健室来室
 - 頭痛、腹痛、倦怠感などの不定愁訴を繰り返す
 - 子どもの不自然な言動
 - 仲の良い友だちからの虐待の情報
 - 暗いところを怖がる
 - 便や尿の失敗が頻回にある
 - カツとなりやすい、暴力を振るう、他の子どもとのトラブルが多い（弱い者いじめをするなど）
 - 家に帰りがたらない
 - 不安で落ち着きがない様子が見られる
 - 家庭の話をしたがらない（保護者の話題になると話をそらす など）
 - 教職員に対して反抗的な態度をとる
 - 教職員に異常なほど甘える
 - 兄弟姉妹間で保護者等に差別扱いされている など

④ 校内における児童虐待対応の流れ(例)

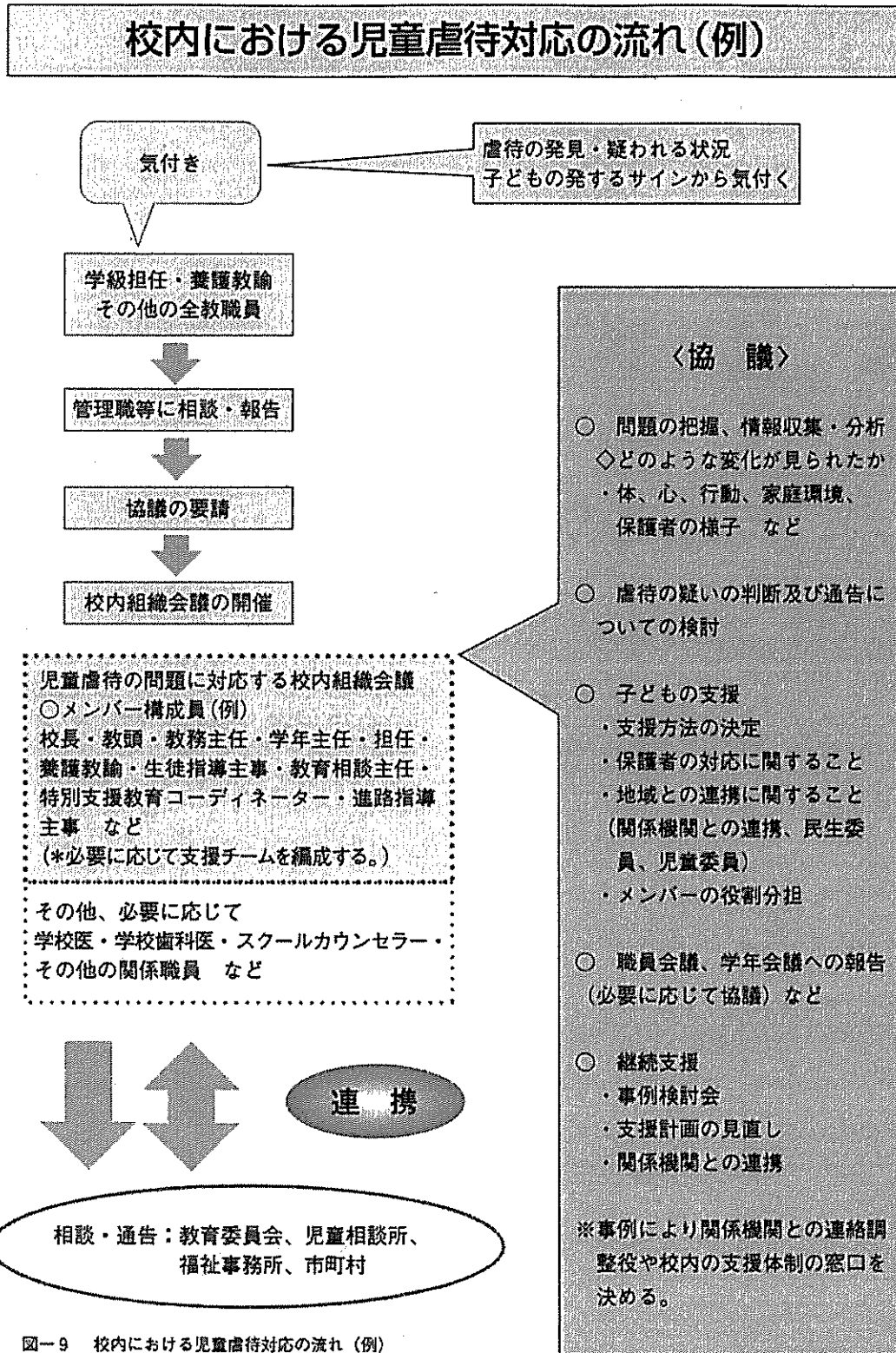


図-9 校内における児童虐待対応の流れ(例)